

## 別表

### 設 計 基 準

#### 1 街区

ア 街区は、幅員 5 m（道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に規定する第 3 種第 5 級）以上の道路（その周辺の状況により通行上支障がない場合は、幅員 4 m 以上の道路）に接していなければならない。

イ 街区の規模は、土地の利用目的、地形、日照等を勘案して定めなければならない。この場合において、住宅用地にあってはおおむね長辺 80m 以上 120m 以内、短辺 24m 以上 50m 以内の長方形を標準とするものとする。

#### 2 道路

##### (1) 幅員

ア 道路の幅員は、4 m 以上でなければならない。

イ 主要な道路の幅員は、5 m 以上でなければならない。

ウ 主要な道路は、開発区域外の幅員 5 m 以上の道路（開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していなければならない。

##### (2) 構造

道路は、簡易舗装その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が付されていないなければならない。

##### (3) 側溝

道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街きよその他の適当な施設が設けられなければならない。

##### (4) 縦断勾配

道路の縦断勾配は、9 % 以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむをえないと認められる場合は、その延長がおおむね 120m 以下で、かつ、すべり止め処理をした場合に限り 12% 以下とすることができる。

##### (5) 隅切り

歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路の曲がり角は、付表 1 の値を標準長として定めること。

##### (6) 行き止まり道路

道路は、行き止まり道路としてはならない。ただし、次の場合は、行き止まり道路とすることができる。

ア 幅員 4 m 以上の道路で延長が 35m 以内であるもの

イ 道路の幅員が 4 m 以上 6 m 未満であり、かつ、当該道路の終端に付表 2 を標準とした転回広場又は車返しを設けたもの

ウ 道路の幅員が 6 m 以上のもの

##### (7) 階段道路

ア 道路は、階段状でないこと。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 階段道路は、その高さが 4 m を超えるものにあつては、高さ 4 m 以内ごとに踏幅 1.4m 以上の踊場を設け、踏面は 26cm 以上、けあげは 18cm 以下を標準とすること。

##### (8) 防護施設

通行上危険のある箇所には、防護柵その他適当な防護施設を設けなければならない。

### 3 消防水利

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合は、当該基準に適合した貯水施設を設置しなければならない。

### 4 排水施設

#### (1) 設置

ア 排水施設は、付表 3 を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効かつ適切に排出できるものでなければならない。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

イ 排水施設は、放流先の排水施設等の排水又は利水に支障を及ぼさないように、開発区域外の下水道、排水路その他排水施設又は河川その他の公共の水域に接続してなければならない。

ウ 雨水（処理された汚水その他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗きよによって排出できるように定められなければならない。ただし、合併浄化槽により処理された汚水については、開きよで放流することができる。

#### (2) 構造

ア 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造でなければならない。

イ 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造られなければならない。

ウ 排水施設は、道路その他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設けなければならない。

エ 排水施設のうち暗きよである構造の部分の内径又は内法幅は 20cm 以上とし、ます又はマンホールは、管きよの始点、下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所その他管きよの維持管理上必要な箇所に設けなければならない。

#### (3) 終末処理

開発区域における終末処理施設の構造については、公共下水道等処理予定区域（以下「下水処理予定区域」という。）を除き合併処理浄化槽での処理とし、下水処理予定区域及び相当な理由により合併処理浄化槽での処理ができない区域は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の規定に適合したし尿浄化槽及び雑排水処理槽を整備するものとする。ただし、開発区域環境条件により、この基準を適用することが著しく不適当な場合には、その地域の状況に応じて、適正な施設を整備するものとする。

### 5 給水施設

水道その他の給水施設は、開発区域の規模、形状及び周辺の状況並びに予定建築物の用途等を勘案して、当該開発区域について想定される需用に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されなければならない。

### 6 地盤

ア 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように土の置き換え、水抜きその他の措置が講ぜられていなければならない。

イ 開発によって崖が生ずる場合には、崖の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限りその崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配がとられている

なければならない。

ウ 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換えその他の措置が講ぜられていなければならない。

エ 盛土をする場合には、盛土に雨水その他地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講ぜられなければならない。

オ 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように段切りその他の措置が講ぜられなければならない。

## 7 擁壁

ア 開発によって生じた崖面は、崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置が講ぜられなければならない。

イ 切土をした土地の部分に生ずる高さが2 mを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1 mを超える崖又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さ2 mを超える崖の崖面は、擁壁で覆わなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の①又は②に該当するものの崖面については、この限りでない。

① 土質が付表4の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

② 土質が付表4の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5 m以内の部分。この場合において、アに該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は、連続しているものとみなす。

ウ 小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下を一体のものとする。

エ 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、擁壁の設置を要しないものとする。

オ 開発によって生ずる崖の崖面は、擁壁で覆う場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対し、保護しなければならない。

カ 擁壁の構造は、付表5を用いることとし、構造計算、実験等によって、土圧、水圧及び自重により擁壁が破壊、転倒及び沈下しないこと並びに擁壁の基礎が滑らないことが確かめられたものであること。

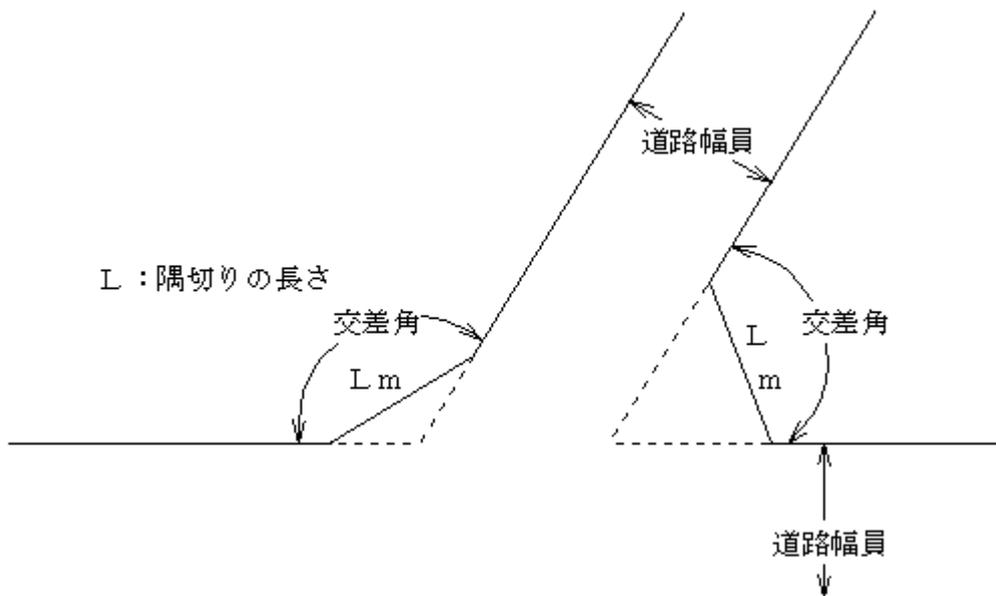
キ 擁壁には、壁面の面積3 m<sup>2</sup>以内ごとに1箇所の内径7.5cm以上の硬質塩化ビニール管又はこれに類する耐水材料を用いた水抜き穴を設け、擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他の擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

ク 高さが2 mを超える擁壁の構造は、無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、間知石練積造、その他の練積造としなければならない。

付表 1

隅切りの標準長

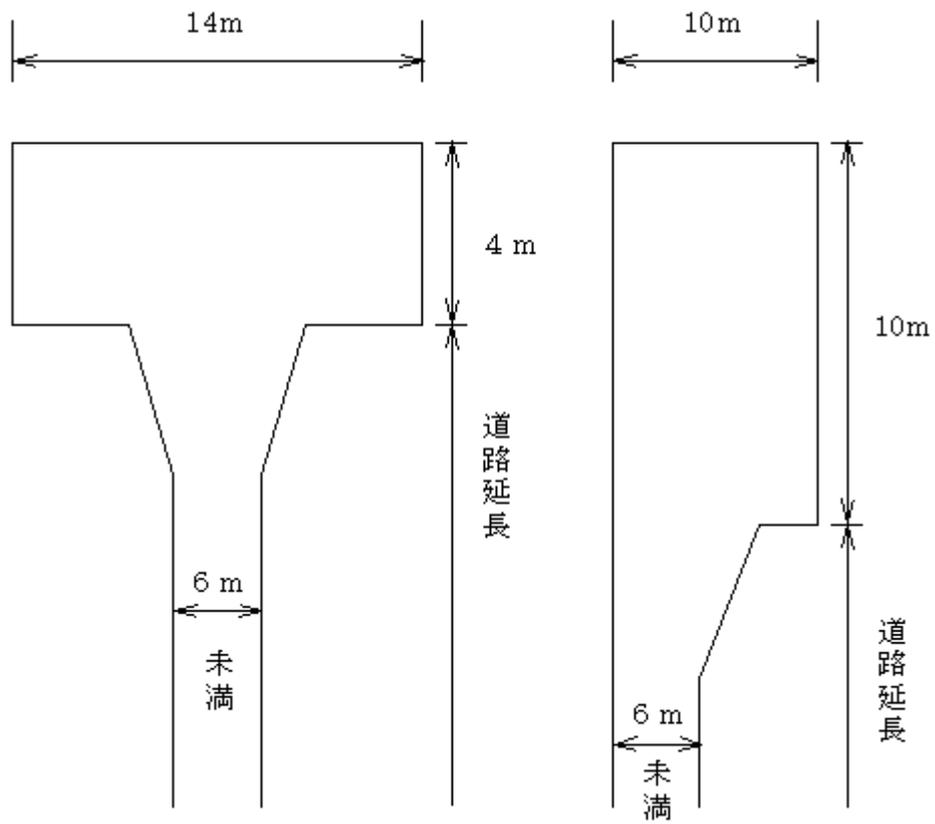
幅員 交差角	4 m		5 m		6 m		8 m		9 m		12m	
	90°		90°		90°		90°		90°		90°	
	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°
12m	3		4		5		5		5		6	
	2	4	3	5	4	6	4	6	4	6	5	8
9 m	3		4		5		5		5			
	2	4	3	5	4	6	4	6	4	6		
8 m	3		4		5		5					
	2	4	3	5	4	6	4	6				
6 m	3		4		5							
	2	4	3	5	4	6						
5 m	3		4									
	2	4	3	5								
4 m	3											
	2	4										



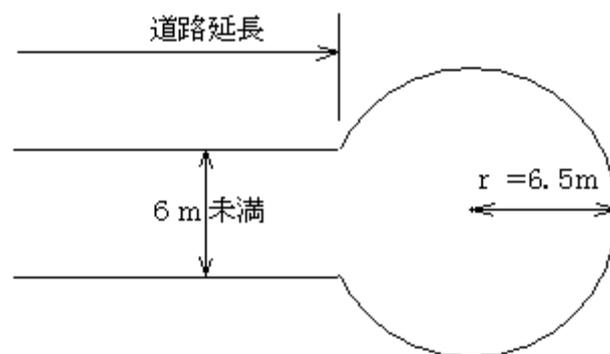
付表 2

車 返 し 及 び 転 回 広 場

車 返 し



転 回 広 場



付表 3

排水施設設置基準

雨水排水計画

1 計画雨水量の算定は、原則として次式による。

$$Q = C \cdot I \cdot A / 360$$

※ 降雨強度 (I) は、62mm/h を原則とする。

※ 区域内で流量により管路口径又は水路断面を次第に増大する場合は、次式により降雨強度を決定する。

$$I = a / (t + b) \quad Q : \text{計画雨水量 (m}^3/\text{s)} \quad C : \text{流出係数}$$

$$t = t_1 + t_2 \quad I : \text{降雨強度 (mm/h)} \quad A : \text{集水面積 (ha)}$$

$$t_2 = L / (1.0 \times 60) \quad a : 6,200 \text{ (定数)} \quad b : 40 \text{ (定数)}$$

$$t : \text{流達時間 (min)} \quad t_1 : \text{流入時間 7分 (min)}$$

$$t_2 : \text{懸案地点までの流下時間 (min)}$$

$$L : \text{懸案地点までの距離 (m)}$$

2 Cの値については、下記のとおりとする。

(ア) 山地におけるゴルフ場等の造成の流出係数値

急 な 山 地	0.75~0.90
三 紀 層 山 地	0.70~0.80
起伏のある山地及び樹林	0.50~0.75

(注) 樹林より草地化による増加値 0.1 を加える。

(イ) 山地における宅地造成の流出係数値

山 地 の 宅 地	0.75~0.90
-----------	-----------

(ウ) 平たん地における流出係数値

敷地内に間地が非常に少ない商業地域や類似の住宅地域	0.80
浸透面の野外作業場等の間地を若干持つ工場地域や庭が若干ある住宅地域	0.65
住宅公団団地等の中層住宅団地や一戸建住宅の多い地域	0.50
ゴルフ場等	0.40

污水排水計画

計画汚水量の算定は、次式によるものとする。

$$Q = (Q_d \times K \times B \times N + J) / (24 \times 60 \times 60)$$

Q : 計画最大汚水量 (m<sup>3</sup>/s)      Q<sub>d</sub> : 1人1日最大計画汚水量 (0.47m<sup>3</sup>/日)

K : ピーク時間の割増 (1.5)                      B : 地下水浸透率 (1 + 0.15)  
N : 計画人口 (住宅戸数 × 4.5 人)              J : 事業所等の廃水量 (m<sup>3</sup>/日)

#### 排水施設の流下能力算定

1 排水施設の管路及び開水路については、次式により算定する。

$$Q = A \cdot V \qquad V = (I/n) \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/s)                      n : 粗度係数 (0.015)

V : 流速 (m/s)                      R : 径深 = A/P (m)

P : 潤辺 (m)                          I : 勾配

2 水路の流下能力の安全率・流速及び勾配は、原則として次のとおりとすること。

- (1) 安全率    管路・・・1.5倍 (7割断面)  
              開きよ・・・1.2倍 (8割断面)
- (2) 流速     0.8m/秒～3.0m/秒以内とする。
- (3) 勾配     下流に行くに従い次第に小さくする。

3 管路の最小管径は、200mm とする。

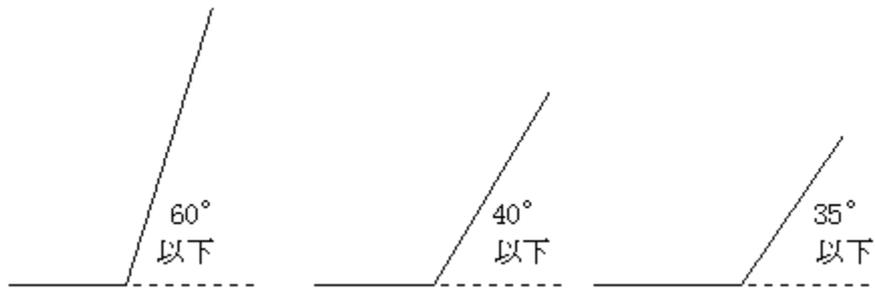
4 管路の土被りは、国・県道については道路管理者と協議し決定するものとし、町道の車道部は 1.2m 以上、歩道部は 0.6m 以上を原則とする。

付表 4

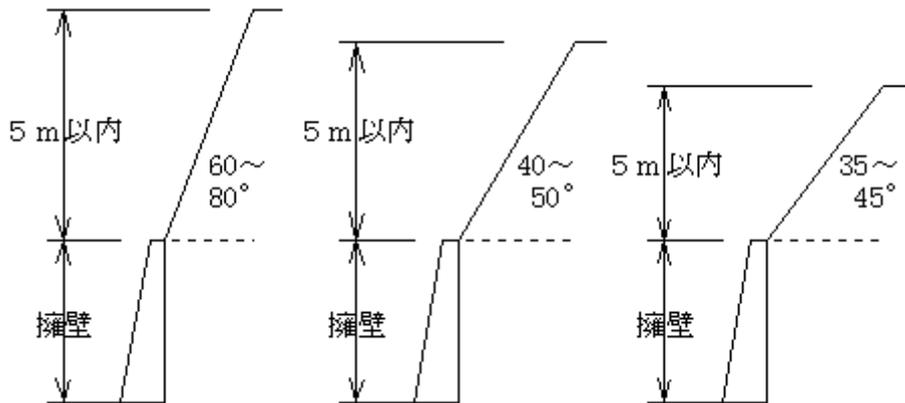
擁 壁 の 設 置

土 質	軟岩（風化の著しいものを除く。）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60°	40°	35°
擁壁を要する勾配の下限	80°	50°	45°

① 中欄



② 下欄



付表 5

(1) 練積み造の擁壁

土質		擁壁下端部水平幅			擁壁上端部水平幅
		70° ~75° 以下 (約3分勾配)	60° ~75° 以下 (約4分勾配)	65° 以下 (約5分勾配)	
第1種	岩、岩層、砂利 又は砂利交じり砂	直高2mまで40cm 2~3mまで50cm	直高2mまで40cm 2~3mまで45cm 3~4mまで50cm	直高3mまで40cm 3~4mまで45cm 4~5mまで60cm	40cm以上 (石材等の控え 長30cm以上)
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	2mまで50cm 2~3mまで70cm	2mまで45cm 2~3mまで60cm 3~4mまで75cm	2mまで40cm 2~3mまで50cm 3~4mまで65cm 4~5mまで80cm	
第3種	その他の土質	2mまで85cm 2~3mまで90cm	2mまで75cm 2~3mまで85cm 3~4mまで105cm	2mまで70cm 2~3mまで80cm 3~4mまで95cm 4~5mまで120cm	70cm以上

土質	根入	水抜	勾配	縦目地	裏コンクリート	裏込下端幅
第1種	35cm以上で高さの15%以上	3m <sup>3</sup> 以内1箇所 内径75mm以上	H: 3mまで 3分勾配	L = 10m 内に1箇所	石材の控え長とコンクリートでもって一体の擁壁とする。	切土の場合 30cm程度
第2種			H: 4mまで 4分勾配			盛土の場合 60cm程度
第3種			H: 5mまで 5分勾配			又は直高の30/100のいずれか大きい方の数値

(2) 擁壁の設計条件

名 称	設 計 条 件								
	単位重量 kg/ m <sup>3</sup>		許容応力 kg/ cm <sup>3</sup>		安全度	滑 動 の 安 全 率	転 倒 の 安 全 率	土圧係数	水平震度
	コンク リート	土 砂	コンク リート	鉄 筋					
重 力 式 擁 壁	2,350	1,800	40	1,600	合力の作用点 がフーチング の中央1/3 以内にあるこ と。	2.0 以 上	1.5 以 上	砂、砂利 0.35 砂質土 0.40 シルト粘土 又はそれら を多量に含 む土質 0.50	0.20
突 け た 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 擁 壁	2,500		70						
扶 壁 式 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 擁 壁									